

# 平成29年度補助制度のご案内

馬路村では、活力に満ちた地域づくり、ゆとりある村づくりの施策として、次のとおりの補助制度を設けています。

## 【若者定住促進事業】

### 《Uターン奨励金 / 担当:地方創生課 徳廣》

- ①本村に居住し、村内の中学校を卒業した者が、就職等に伴い村外に転出した後、定住の意志を持って本村に転入した場合
- ②本村に20年以上居住していた父母又は祖父母がいる者が、定住の意志を持って本村に転入した場合
  - (1)義務教育以下の子どもを含む家族の場合 1家族につき60万円
  - (2)上記のほか、世帯主が50歳未満の家族の場合 1家族につき40万円

### 《結婚祝金 / 担当:地方創生課 徳廣》

結婚後、夫婦とも住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる夫婦に15万円の結婚祝金を贈ります。

### 《出産祝金 / 担当:地方創生課 徳廣》

本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる方が出産した場合、15万円の出産祝金を贈ります。

### 《チャイルドシート補助金/担当:地方創生課 徳廣》 母子健康手帳交付時にご案内します

6歳未満児の保護者（本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる方）を対象とします。補助金は購入金額の2分の1を原則とします。

ただし、上限額は次のとおりです。

- ① チャイルドシート（乳幼期～4歳位） 30,000円
- ② ジュニアシート（4歳～10歳） 5,000円

※ 子ども1人につき、2回まで補助申請ができます。

### 《入学祝金 / 担当:地方創生課 徳廣》

本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確約できる方の同居の親族が、村内の小学校又は中学校に入学した場合、入学祝金として3万円を贈ります。

### 《起業奨励金 / 担当:地方創生課 徳廣》

村内に事業所を置いて新規事業を開始し、事業者（個人）又は代表者（法人）が村内に居住する場合に、月3万円を交付します。（5年間）

## 【定住促進及び活性化事業】

### 重要

- 印の事業についての補助金額は20万円を限度とし、事業費の5分の2を補助します。

### 《快適な生活環境づくり / 担当:地方創生課 徳廣》 随時、受け付けます

- 家の新築や増築工事  
（台所・便所・風呂の内、いずれか2つ以上の工事を伴う工事費を要した場合に限ります。）
- 住宅の新築や増築を目的とする住宅用地の造成工事費
- 合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所の改修工事

### 《合併処理浄化槽設置の補助/担当:健康福祉課 白川》

- 合併処理浄化槽設置に伴う国、県、村の定額補助  
（5人槽332,000円・7人槽414,000円）

上記の快適な生活環境づくりに関する申請との併用申請が可能です。

### 《柚子の生産活動の活性化/担当:産業建設課 井上》 随時、受け付けます

- 搬出機械購入等への補助  
（対象となる機械は、運搬車・管理機・~~歩行型~~草刈機・動力噴霧機の4種類です。）  
（**注意** 通常の草刈機は、農協が柚子部会員に補助しています。）
- 田や畑、山等に柚子苗を新植するとき（1反あたり5万円を限度とします。）

詳細については、各担当者までお問い合わせください。

健康福祉課 TEL (8) 44-2112 / 産業建設課 TEL (8) 44-2336

地方創生課 TEL 44-2277